

I P 通信網サービス契約約款（OCN） 別冊 （オープンコンピュータ通信網サービス（第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります）） 【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

目次（略） 第1章 第1条（略） （用語の定義） 第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。		目次（略） 第1章 第1条（略） （用語の定義） 第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～10	（略）	1～10	（略）
11 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社 と光コラボレーションモデルに関する契約（ 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 のI P 通信網サービス契約約款に定める光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者	11 光コラボレーション事業者	N T T 東日本株式会社 又は N T T 西日本株式会社 と光コラボレーションモデルに関する契約（ N T T 東日本株式会社 及び N T T 西日本株式会社 のI P 通信網サービス契約約款に定める光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
12 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 のI P 通信網サービス契約約款に基づき提供されるI P 通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの	12 光コラボレーションモデルサービス	N T T 東日本株式会社 及び N T T 西日本株式会社 のI P 通信網サービス契約約款に基づき提供されるI P 通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
13～16	（略）	13～16	（略）

～2025年6月30日

17 光信号分岐端末回線	接続約款（ 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線
18	(略)

第2章 (略)

第3条

第5条～第9条 (略)

(光アクセス回線の事業者変更又は光回線再利用申込みの承諾)

第10条 当社は、光アクセス回線の事業者変更（入）又は光回線再利用（入）の申込みにおいて、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、次の場合には、その事業者変更（入）又は光回線再利用（入）の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 当社は、光アクセス回線の事業者変更（出）又は光回線再利用（出）の申込みにおいて、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、次の場合には、その事業者変更（出）又は光回線再利用（出）の申込みを承諾しないことがあります。

2025年7月1日～

17 光信号分岐端末回線	接続約款（ N T T 東日本株式会社 及び N T T 西日本株式会社 が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線
18	(略)

第2章 (略)

第3条

第5条～第9条 (略)

(光アクセス回線の事業者変更又は光回線再利用申込みの承諾)

第10条 当社は、光アクセス回線の事業者変更（入）又は光回線再利用（入）の申込みにおいて、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、次の場合には、その事業者変更（入）又は光回線再利用（入）の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 当社は、光アクセス回線の事業者変更（出）又は光回線再利用（出）の申込みにおいて、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、次の場合には、その事業者変更（出）又は光回線再利用（出）の申込みを承諾しないことがあります。

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(1) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所住所及び附帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先又は光回線再利用先の電気通信事業者に通知する必要があることについて承諾しないとき。 (2)～(5) (略) (6) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る特定卸事業者と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。 5～8 (略) 第11条～第19条 (略) 第4章～第7章 (略) 第8章 第35条 (略)	(1) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づきN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所住所及び附帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）をN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社が事業者変更先又は光回線再利用先の電気通信事業者に通知する必要があることについて承諾しないとき。 (2)～(5) (略) (6) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る特定卸事業者とN T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。 5～8 (略) 第11条～第19条 (略) 第4章～第7章 (略) 第8章 第35条 (略)

～2025年6月30日	2025年7月1日～
(第2種契約者の氏名の通知等) 第36条 第2種契約者は、契約事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社）に限り、以下この条において同じとします。）から当社に請求があったときは、当社が第2種契約者（その契約事業者の特定加入者回線を利用している者に限り、以下この条において同じとします。）の氏名又は名称及び住所又は居所等（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを、第2種契約者に提供するために必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者へ通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。 2～3 （略） (光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等) 第37条 第2種契約者（オープンコンピュータ通信網サービス（IPoE方式による通信を行うもの）に限り、以下この条において同じとします。）に係る者に限り、以下この条において同じとします。）は、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。 (1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知すること (2) その光アクセス回線においてIPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定めるIPv6通信（以下「フレッツ・v6オプション」といいます。））に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に行うこと 2 （略） 第38条 （略）	(第2種契約者の氏名の通知等) 第36条 第2種契約者は、契約事業者（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社）に限り、以下この条において同じとします。）から当社に請求があったときは、当社が第2種契約者（その契約事業者の特定加入者回線を利用している者に限り、以下この条において同じとします。）の氏名又は名称及び住所又は居所等（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを、第2種契約者に提供するために必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者へ通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。 2～3 （略） (光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等) 第37条 第2種契約者（オープンコンピュータ通信網サービス（IPoE方式による通信を行うもの）に限り、以下この条において同じとします。）に係る者に限り、以下この条において同じとします。）は、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。 (1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項をNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に通知すること (2) その光アクセス回線においてIPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の契約約款及び料金表に定めるIPv6通信（以下「フレッツ・v6オプション」といいます。））に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わってNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に行うこと 2 （略） 第38条 （略）

～2025年6月30日	2025年7月1日～												
別記（略） 料金表 通則（略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料金 1 第2種契約に係るもの 1-1 適用 <table border="1"> <tr> <th>料金表</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1)～(3)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) タイプ3の 区分に係る料金の 適用</td><td> タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。 </td></tr> </table>	料金表	内 容	(1)～(3)	(略)	(4) タイプ3の 区分に係る料金の 適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。	別記（略） 料金表 通則（略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料金 1 第2種契約に係るもの 1-1 適用 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1)～(3)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用</td><td> タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。 </td></tr> </table>	区 分	内 容	(1)～(3)	(略)	(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。
料金表	内 容												
(1)～(3)	(略)												
(4) タイプ3の 区分に係る料金の 適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。												
区 分	内 容												
(1)～(3)	(略)												
(4) タイプ3の 区分に係る料金 の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア～イ（略） ウ アクセス回線の細目等による区別 タイプ3に係る光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに 限ります。）の品目及び細目等による区別は、次表のとおりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとし、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の卸電気通信役務を利用する当社以外の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に規定する品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとしします。												

～2025年6月30日	2025年7月1日～
-------------	------------

	(ア) コース1のメニュー1に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
	プラン1～ プラン8	(略)
	備考 (略)	
	(イ) コース1のメニュー2に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
	プラン1～ プラン2	(略)
	備考 (略)	
	(ウ) コース2のメニュー1に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

	(ア) コース1のメニュー1に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社
	プラン1～ プラン8	(略)
	備考 (略)	
	(イ) コース1のメニュー2に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社
	プラン1～ プラン2	(略)
	備考 (略)	
	(ウ) コース2のメニュー1に係るもの	
	区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別
		NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社

～2025年6月30日				2025年7月1日～				
		プラン 1 ～ プラン 4	(略)	(略)		プラン 1 ～ プラン 4	(略)	(略)
		(エ) コース 3 のメニュー 1 に係るもの				(エ) コース 3 のメニュー 1 に係るもの		
		区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別			区分	提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別	
			東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社			NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
		プラン 1 ～ プラン 4	(略)	(略)		プラン 1 ～ プラン 4	(略)	(略)
エ～オ (略)				エ～オ (略)				
(5)～(7)	(略)			(5)～(7)	(略)			
(8) タイプ 8 の区分に係る料金の適用	タイプ 8 には、次の区分があります。 ア 提供の形態による区別			(8) タイプ 8 の区分に係る料金の適用	タイプ 8 には、次の区分があります。 ア 提供の形態による区別			
	区分	内容			区分	内容		
	コース 1 ～ コース 3	(略)			コース 1 ～ コース 3	(略)		
	備考		備考					

～2025年6月30日	2025年7月1日～
-------------	------------

1

コース1及びコース3は、当社が契約事業者（[東日本電信電話株式会社](#)及び[西日本電信電話株式会社](#)）に限りま

す。以下(8)欄において同じとします。）から第2種オー

プンコンピュータ通信網サービスに係る料金又は工事に関

する費用を適用するために必要な事項の通知を受けた日を

第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始

した日とします。

2～4

（略）

(ア) コース1に係るもの

A 契約事業者による区分

区 分	内 容
プラン1～ プラン12	東日本電信電話株式会社 のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等
プラン13～ プラン24	西日本電信電話株式会社 のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等

B～C

（略）

(イ)

（略）

(ウ) コース3に係るもの

A 契約事業者による区分

1

コース1及びコース3は、当社が契約事業者（[N T T 東日本株式会社](#)及び[N T T 西日本株式会社](#)）に限りま

す。以下(8)欄において同じとします。）から第2種オープンコンピュ

ータ通信網サービスに係る料金又は工事に係る費用を適

用するために必要な事項の通知を受けた日を第2種オーブ

ンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日としま

す。

2～4

（略）

(ア) コース1に係るもの

A 契約事業者による区分

区 分	内 容
プラン1～ プラン12	N T T 東日本株式会社 のIP通信網サービ ス契約約款規定に定める光コラボレーショ ンモデルに係る品目及び細目等
プラン13～ プラン24	N T T 西日本株式会社 のIP通信網サービ ス契約約款規定に定める光コラボレーショ ンモデルに係る品目及び細目等

B～C

（略）

(イ)

（略）

(ウ) コース3に係るもの

A 契約事業者による区分

～2025年6月30日

	区 分	内 容
	プラン 1 ～ プラン12	東日本電信電話株式会社 の I P 通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等
	プラン13～ プラン24	西日本電信電話株式会社 の I P 通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等
	B～C （略） イ～エ （略）	
(9)～(29)	(略)	

1－2 （略）

第2 （略）

第2表

1－1～1－2 （略）

2－1 （略）

2－2

2－2－1～2－2－2 （略）

2－2－3 品目変更工事費

(1) 光アクセス回線の転用

ア [東日本電信電話株式会社](#)に係る光アクセス回線を利用しているもの
(略)

2025年7月1日～

	区 分	内 容
	プラン 1 ～ プラン12	N T T 東日本株式会社 の I P 通信網サービ ス契約約款規定に定める光コラボレーショ ンモデルに係る品目及び細目等
	プラン13～ プラン24	N T T 西日本株式会社 の I P 通信網サービ ス契約約款規定に定める光コラボレーショ ンモデルに係る品目及び細目等
	B～C （略） イ～エ （略）	
(9)～(29)	(略)	

1－2 （略）

第2 （略）

第2表

1－1～1－2 （略）

2－1 （略）

2－2

2－2－1～2－2－2 （略）

2－2－3 品目変更工事費

(1) 光アクセス回線の転用

ア [N T T 東日本株式会社](#)に係る光アクセス回線を利用しているもの
(略)

～2025年6月30日	2025年7月1日～
-------------	------------

イ [西日本電信電話株式会社](#)に係る光アクセス回線を利用するもの
(略)

(2) (略)

2-2-4～2-2-12 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2 (略)

第3 端末設備使用料及び工事費

1 適用

区分	内容
(1) 端末設備使用料の適用	当社は、第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。）から請求があった場合、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。）の提供にあたって、端末設備使用料を適用します。 1～2 (略) 3 当社が契約事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。）から第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な光コラボレーションサービスに係る事項の通知を受けた日をIP通信網サービスの提供を開始した日とします。

イ [N T T西日本株式会社](#)に係る光アクセス回線を利用するもの
(略)

(2) (略)

2-2-4～2-2-12 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2 (略)

第3 端末設備使用料及び工事費

1 適用

区分	内容
(1) 端末設備使用料の適用	当社は、第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。）から請求があった場合、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。）の提供にあたって、端末設備使用料を適用します。 1～2 (略) 3 当社が契約事業者（N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社に限ります。）から第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な光コラボレーションサービスに係る事項の通知を受けた日をIP通信網サービスの提供を開始した日とします。

～2025年6月30日		2025年7月1日～	
	4～5 （略）		4～5 （略）
(2) 工事費の適用	当社は、次のとおり、端末設備に係る工事費を適用します。 1～5 （略） 6 別冊（OCN ひかり電話サービス）に定めるOCN ひかり電話サービス（コース1のメニュー1に係るものに限ります。）に係る端末設備使用料及び工事費は、別冊（NTT Comひかり電話サービス）に定めるところによります。	(2) 工事費の適用	当社は、次のとおり、端末設備に係る工事費を適用します。 1～5 （略） 6 別冊（OCN ひかり電話サービス）に定めるOCN ひかり電話サービス（コース1のメニュー1に係るものに限ります。）に係る端末設備使用料及び工事費は、別冊（OCN ひかり電話サービス）に定めるところによります。
2～4 （略）		2～4 （略）	
第4～第5 （略）		第4～第5 （略）	
第4表 （略）		第4表 （略）	